

屋外広告業者の違反行為に対する監督処分基準（案）の策定について

1 趣旨

屋外広告業者に対する、前橋市屋外広告物条例に基づく監督処分をするために必要とされる基準及び手続きを定めることによって、処分の公正の確保と透明性の向上を図り、もって条例の適正な執行に資することを目的とするものです。

2 適用範囲

前橋市の屋外広告業登録を受けた者に対し、前橋市屋外広告物条例第 58 条の規定により、市長が行う登録の取消し処分及び営業の全部若しくは一部の停止を命ずる処分です。

前橋市屋外広告物条例第 58 条

（登録の取消し、営業の停止等）

第 58 条 市長は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は 6 か月以内の期間を定めて、その営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により第 45 条第 1 項又は第 3 項の登録を受けたとき。
- (2) 第 48 条第 1 項第 2 号又は第 4 号から第 7 号までのいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 第 49 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 法に基づき都道府県又は指定都市等が定める条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

2 第 48 条第 2 項の規定は、前項の規定による処分をした場合について準用する。

3 基準（案）の内容

別紙「資料 1 - 2」のとおり

4 実施期日

平成 29 年 4 月 1 日（予定）